

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン洗浄水配管ストレーナ出入口圧力計点検時、計器元弁にシートリークが認められたため、当該計器元弁を点検補修。	GⅢ	
2	2号機	設備パトロール時、主復水器連続洗浄装置(A)貝分離装置(D)用電動機に異音(コロコロ音)が認められたため、当該電動機を点検。	GⅢ	
3	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)貝殻除去装置過流フィルタ点検時、部品(防蝕棒)取付ボルトに腐食による折損が認められたため、当該ボルトを交換。	GⅢ	
4	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)貝殻除去装置過流フィルタブロー弁点検時、ゴムライニングに劣化が認められたため、当該ライニングを補修。	GⅢ	
5	4号機	タービン建屋復水器室(B)天井部において、タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)の下部付近より油の滲みが認められたため、原因調査後、対応検討。	GⅢ	
6	4号機	換気空調系原子炉建屋可燃性ガス濃度制御系(B)室給気隔離弁(空気作動)において、操作用空気配管の電磁弁の元弁にグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
7	4号機	原子炉建屋6階主蒸気ラインプラグ点検用電気式チェンブロックの使用前点検時、漏電しゃ断器箱のケーブルのプラグ部に断線(1本)が認められたため、当該ケーブルを補修。	GⅢ	
8	4号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器(A)冷却水ドレン配管において、詰まりが認められたため、当該ドレン配管を点検清掃。	GⅢ	
9	4号機	活性炭式希ガスホールドアップ装置再生ガス冷却器冷却水ドレン配管において、詰まりが認められたため、当該ドレン配管を点検清掃。	GⅢ	
10	4号機	格納容器ベント系圧縮空気ポンベ出口止め弁の閉操作時、同弁にグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	